

## 一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。

I. 次の問題 1 から 17 の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

### 問題 1（過労運転の防止）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならないとされているが、選任する運転者は、日々雇い入れられる者、1月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く）であってはならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（ ）

### 問題 2（解雇の予告）

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも15日前にその予告をしなければならない（予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる）。15日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。（労働基準法）

（ ）

### 問題 3

「一般貨物自動車運送事業者は、その業務を行う場合には、事業計画に定めるところに従わなければならない。」とされているが、貨物自動車運送事業法施行規則第6条で定められる事業計画の変更は、遅滞なく届け出なければならない。（貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業法施行規則）

（ ）

問題 4 (事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者（特別積合せ貨物運送を行う場合を除く）は、その営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に、毎事業年度に係る事業報告書を、毎事業年度の経過後 100 日以内に提出しなければならない。（貨物自動車運送事業報告規則）

( )

問題 5 (指定場所における一時停止)

車両等は、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前(道路標識等による停止線が設けられていない場合にあっては、交差点の直前)で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、道路交通法第 36 条第 2 項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。（道路交通法）

( )

問題 6 (目的)

この法律は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。（貨物自動車運送事業法）

( )

問題 7 (自動車に関する表示)

自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員 10 人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く)を使用する者は、その自動車の内側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。（道路運送法）

( )

問題 8 (下請代金の支払期日)

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日)から起算して、60 日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。（下請代金支払遅延等防止法）

( )

問題 9 (運行記録計による記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、車両総重量が5トン以上又は最大積載量が8トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

( )

問題 10 (事業計画)

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 主たる事務所の名称及び位置
  - 2 営業所の名称及び位置
  - 3 各営業所に配置する事業用自動車の種別(霊きゅう自動車又は霊きゅう自動車以外の自動車)及び事業用自動車の種別ごとの数
  - 4 自動車車庫の位置及び収容能力
  - 5 事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力
  - 6 特別積合せ貨物運送をするかどうかの別
  - 7 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別
- (貨物自動車運送事業法施行規則)

( )

問題 11 (報告書の提出)

貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く)は、その使用する自動車について自動車事故報告規則第2条各号の事故があった場合には、当該事故があった日(自動車事故報告規則第2条第10号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知った日、同条第15号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日)から30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

(自動車事故報告規則)

( )

問題 12 (療養補償)

労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。(労働基準法)

( )

問題 1 3 (運行管理者等の義務)

一般貨物自動車運送事業者及び事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。(貨物自動車運送事業法)

( )

問題 1 4 (異常気象時等における措置)

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

( )

問題 1 5 (自動車検査証の備付け等)

自動車は、自動車検査証を備え付け、又は、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。(道路運送車両法)

( )

問題 1 6 (体育活動等についての便宜供与等)

事業者は、労働安全衛生法第 6 9 条第 1 項に定めるもののほか、労働者の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるように努めなければならない。(労働安全衛生法)

( )

問題 1 7 (有償旅客運送の禁止)

貨物自動車運送事業を営業者は、有償で旅客の運送をしてはならない。ただし、災害のため緊急を要するときその他やむを得ない事由がある場合であって内閣総理大臣の許可を受けたときは、この限りでない。(道路運送法)

( )

Ⅱ. 次の問題 18 から 22 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 18

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に照らし、以下のア～オについて、正しいものには○を、誤っているものには×を、それぞれの（ ）内に記入しなさい。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

- ア. 拘束時間は、1ヶ月について293時間を超えないものとする。ただし、労使協定があるときは、1年のうち6ヶ月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において、320時間まで延長することができる。( )
- イ. 労使当事者は、時間外労働協定において貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、当該一定期間は、2週間及び1ヶ月以上3ヶ月以内の一定の期間とするものとする。( )
- ウ. 連続運転時間(1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう)は、4時間以上とならないこと。( )
- エ. 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、15時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が14時間を超える回数は、1週間について2回以内とすること。( )
- オ. 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の休息期間については、当該自動車運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。( )

問題 19

以下のア～エについて、貨物自動車運送事業法に照らして正しいものには○を、誤っているものには×を、それぞれの（ ）内に記入しなさい。（貨物自動車運送事業法）

- ア. 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業を譲渡する者と、一般貨物自動車運送事業を譲受ける者が密接な関係を有すると認められるときは、この限りではない。 ( )
- イ. 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を経営しない法人が合併する場合において一般貨物自動車運送事業者たる法人が存続するときは、この限りでない。 ( )
- ウ. 一般貨物自動車運送事業者たる法人の分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りでない。 ( )
- エ. 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該一般貨物自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が被相続人の経営していた一般貨物自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後90日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 ( )

問題 20 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に照らし、以下のア～エのうち、誤っているものを1つ選び、( )内に記入しなさい。（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）

- ア. 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。
- イ. 会社は、他の会社の事業の全部又は重要部分の賃借をすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該行為をしてはならない。
- ウ. 会社の役員又は従業員(継続して会社の業務に従事する者であって、役員以外の者をいう)は、他の会社の役員の地位を兼ねることにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該役員の地位を兼ねてよい。
- エ. 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。 ( )

問題 2 1

貨物自動車運送事業報告規則に照らし、以下のア～エより誤っているものを2つ選び、  
( ) 内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業報告規則)

- ア. 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更前30日以内に、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長(特別積合せ貨物運送に係る運賃及び料金であって、届出に係る運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計(運行系統が重複する部分に係る距離を除く)が100キロメートル以上である場合にあっては国土交通大臣)に提出しなければならない。
- イ. 貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業報告規則第2条及び第2条の2に定める報告書又は届出書のほか、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。
- ウ. 一般貨物自動車運送事業者(特別積合せ貨物運送を行う場合を除く)は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に、前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書を、毎年5月31日までに提出しなければならない。
- エ. 一般貨物自動車運送事業者が、運賃及び料金を定め又は変更したときに届け出る運賃料金設定(変更)届出書には、当該事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、設定し又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法(変更の届出の場合にあっては、新旧の対照を明示すること)を記載しなければならない。

( ) ( )

問題 2 2

貨物自動車運送事業法施行規則に照らし、一般貨物自動車運送事業者が届出すべきとされる事項及び届出先として正しいものを以下のア～オから1つ選び、( ) 内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法施行規則)

ア. 一般貨物自動車運送事業の運輸を開始した場合

当該一般貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は経済産業大臣

イ. 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受け又は法人の合併若しくは分割が終了した場合

当該事項の認可をした国土交通大臣又は地方整備局長

ウ. 休止していた一般貨物自動車運送事業を再開した場合

当該休止の届出を受理した運輸監理部長又は運輸支局長及び地方労働局長

エ. 一般貨物自動車運送事業者の氏名、名称又は住所に変更があった場合

当該一般貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長

オ. 一般貨物自動車運送事業者たる法人であって、役員又は社員に変更があった場合

当該一般貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長及び経済産業大臣

( )



## 一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。

I. 次の問題 1 から 17 の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

### 問題 1（過労運転の防止）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならないとされているが、選任する運転者は、日々雇い入れられる者、1月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く）であってはならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第2項）（2月以内）

（ × ）

### 問題 2（解雇の予告）

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも15日前にその予告をしなければならない（予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる）。15日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。（労働基準法第20条第1項、第2項）（30日前）

（ × ）

### 問題 3

「一般貨物自動車運送事業者は、その業務を行う場合には、事業計画に定めるところに従わなければならない。」とされているが、貨物自動車運送事業法施行規則第6条で定められる事業計画の変更は、遅滞なく届け出なければならない。（貨物自動車運送事業法第9条、貨物自動車運送事業法施行規則第6条）（**あらかじめその旨を届け出なければならない**）

（ × ）

問題4 (事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者（特別積合せ貨物運送を行う場合を除く）は、その営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に、毎事業年度に係る事業報告書を、毎事業年度の経過後100日以内に提出しなければならない。（貨物自動車運送事業報告規則第2条）（**主たる事務所**）

( × )

問題5 (指定場所における一時停止)

車両等は、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前(道路標識等による停止線が設けられていない場合にあつては、交差点の直前)で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、道路交通法第36条第2項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。（道路交通法第43条）

( ○ )

問題6 (目的)

この法律は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。（貨物自動車運送事業法第1条）

( ○ )

問題7 (自動車に関する表示)

自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員10人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く)を使用する者は、その自動車の内側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。（道路運送法第95条）（**外側**）

( × )

問題8 (下請代金の支払期日)

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日)から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。（下請代金支払遅延等防止法第2条の2）

( ○ )

問題 9 (運行記録計による記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、車両総重量が5トン以上又は最大積載量が8トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条) **(車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上)**

( × )

問題 10 (事業計画)

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 主たる事務所の名称及び位置
  - 2 営業所の名称及び位置
  - 3 各営業所に配置する事業用自動車の種別(霊きゅう自動車又は霊きゅう自動車以外の自動車)及び事業用自動車の種別ごとの数
  - 4 自動車車庫の位置及び収容能力
  - 5 事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力
  - 6 特別積合せ貨物運送をするかどうかの別
  - 7 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別
- (貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項)

( ○ )

問題 11 (報告書の提出)

貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く)は、その使用する自動車について自動車事故報告規則第2条各号の事故があった場合には、当該事故があった日(自動車事故報告規則第2条第10号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知った日、同条第15号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日)から30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

(自動車事故報告規則第3条)

( ○ )

問題 12 (療養補償)

労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。(労働基準法第75条)

( ○ )

問題 1 3 (運行管理者等の義務)

一般貨物自動車運送事業者及び事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。(貨物自動車運送事業法第 2 2 条第 3 項) (事業用自動車の運転者その他従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない)

( × )

問題 1 4 (異常気象時等における措置)

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 1 1 条)

( ○ )

問題 1 5 (自動車検査証の備付け等)

自動車は、自動車検査証を備え付け、又は、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。(道路運送車両法第 6 6 条) (かつ)

( × )

問題 1 6 (体育活動等についての便宜供与等)

事業者は、労働安全衛生法第 6 9 条第 1 項に定めるもののほか、労働者の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるように努めなければならない。(労働安全衛生法第 7 0 条)

( ○ )

問題 1 7 (有償旅客運送の禁止)

貨物自動車運送事業を営業者は、有償で旅客の運送をしてはならない。ただし、災害のため緊急を要するときその他やむを得ない事由がある場合であって内閣総理大臣の許可を受けたときは、この限りでない。(道路運送法第 8 3 条) (国土交通大臣)

( × )

Ⅱ. 次の問題 18 から 22 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 18

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に照らし、以下のア～オについて、正しいものには○を、誤っているものには×を、それぞれの（ ）内に記入しなさい。

（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 項、第 5 号、第 4 項）

- ア. 拘束時間は、1 ヶ月について 293 時間を超えないものとする。ただし、労使協定があるときは、1 年のうち 6 ヶ月までは、1 年間についての拘束時間が 3,516 時間を超えない範囲内において、320 時間まで延長することができる。（○）
- イ. 労使当事者は、時間外労働協定において貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、当該一定期間は、2 週間及び 1 ヶ月以上 3 ヶ月以内の一定の期間とするものとする。（○）
- ウ. 連続運転時間（1 回が連続 10 分以上で、かつ、合計が 30 分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう）は、4 時間以上とならないこと。（4 時間を超えない）（×）
- エ. 1 日についての拘束時間は、13 時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、15 時間とすること。この場合において、1 日についての拘束時間が 14 時間 を超える回数は、1 週間について 2 回以内とすること。（① 16 時間 ② 15 時間）（×）
- オ. 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の休息期間については、当該自動車運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。（○）

問題 19

以下のア～エについて、貨物自動車運送事業法に照らして正しいものには○を、誤っているものには×を、それぞれの（ ）内に記入しなさい。（貨物自動車運送事業法第30条、第31条）

- ア. 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業を譲渡する者と、一般貨物自動車運送事業を譲受ける者が密接な関係を有すると認められるときは、この限りではない。（但し書き以降が不適。例外はない。）（ × ）
- イ. 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を営まない法人が合併する場合において一般貨物自動車運送事業者たる法人が存続するときは、この限りでない。（ ○ ）
- ウ. 一般貨物自動車運送事業者たる法人の分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りでない。（ ○ ）
- エ. 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該一般貨物自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の経営していた一般貨物自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後90日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。（死亡後60日以内）（ × ）

問題 20 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に照らし、以下のア～エのうち、誤っているものを1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条、第13条、第16条第1項第3号、第19条）

- ア. 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。
- イ. 会社は、他の会社の事業の全部又は重要部分の賃借をすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該行為をしてはならない。
- ウ. 会社の役員又は従業員（継続して会社の業務に従事する者であって、役員以外の者をいう）は、他の会社の役員の地位を兼ねることにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該役員の地位を兼ねてよい。（このような場合には当該役員の地位を兼ねてはならない。）
- エ. 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。（ ウ ）

問題 2 1

貨物自動車運送事業報告規則に照らし、以下のア～エより誤っているものを2つ選び、  
( ) 内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業報告規則第2条、第2条の2、第3条)

- ア. 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更前30日以内に、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長(特別積合せ貨物運送に係る運賃及び料金であって、届出に係る運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計(運行系統が重複する部分に係る距離を除く)が100キロメートル以上である場合にあっては国土交通大臣)に提出しなければならない。(設定又は変更後)
- イ. 貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業報告規則第2条及び第2条の2に定める報告書又は届出書のほか、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。
- ウ. 一般貨物自動車運送事業者(特別積合せ貨物運送を行う場合を除く)は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に、前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書を、毎年5月31日までに提出しなければならない。(毎年7月10日まで)
- エ. 一般貨物自動車運送事業者が、運賃及び料金を定め又は変更したときに届け出る運賃料金設定(変更)届出書には、当該事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、設定し又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法(変更の届出の場合にあっては、新旧の対照を明示すること)を記載しなければならない。

( ア ) ( ウ )

問題 2 2

貨物自動車運送事業法施行規則に照らし、一般貨物自動車運送事業者が届出すべきとされる事項及び届出先として正しいものを以下のア～オから1つ選び、( ) 内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1号、2号、3号、5号、6号)

ア. 一般貨物自動車運送事業の運輸を開始した場合

当該一般貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は経済産業大臣 (地方運輸局長)

イ. 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受け又は法人の合併若しくは分割が終了した場合

当該事項の認可をした国土交通大臣又は地方整備局長 (地方運輸局長)

ウ. 休止していた一般貨物自動車運送事業を再開した場合

当該休止の届出を受理した運輸監理部長又は運輸支局長及び地方労働局長 (地方労働局長へは不要)

エ. 一般貨物自動車運送事業者の氏名、名称又は住所に変更があった場合

当該一般貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長

オ. 一般貨物自動車運送事業者たる法人であって、役員又は社員に変更があった場合

当該一般貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長及び経済産業大臣 (経済産業大臣へは不要)

( エ )